

## 軍人の幼兒救護

軍人遺族救護義會にては應召軍人の幼兒教養方を各地孤兒院へ依託せんと企畫し夫々照會したるに孰も快諾せるを以て愈左記の各項に據り救護する

ととしたれば出征者家族より速に申出でるやう示達方を各府縣知事及市長へ依頼せりと云ふ

### 軍人幼兒救護内規

第一 本會に於て軍人の幼兒を救護するには左の諸項に該當するものなるを要す

但孤兒院に於て身體其他の關係に就き拒絶せざるものに限る

一、養育者召集を受け其家赤貧にして教養の資力及養育すべき

家族なく若くは之れに代りて教養をなすべき尊族親なきもの

二、前項尊族親あるも赤貧教養の資力なきもの

三、年齢滿十三才以下なるもの

第二 本會に於て救護する軍人の幼兒は其教養を孤兒院に委託す

るものとす

第三 應召軍人歸宅若くは他の親族より代りて養育をなすとを申出たるときは本會は同時に救護の任務を解くものとす

但應召軍人歸宅すと雖傷痍を受け若くは疾病に罹り子女の養育を爲すと能はざるものは此張りにあらず

第四 本會負擔の養育費は幼兒滿十三年に至りたるときは之れを停止し爾後の養育は一切孤兒院に委託するものとす

第五 此内規に於て救護する幼兒は市町村費に於て救助を受くるものに非るを要す

第六 幼兒、後、孤兒となり國庫及町村の救助を受くるに至りたるときは本會は同時に其救護を解くものとす

## 紫色鉛筆使用禁止の訓令

有色鉛筆の毒分含有に就ては未だ學說一致せざるも、事實上、人体に危害を及ぼすは何人も異論な

きより、文部大臣は先般學校生徒の紫色鉛筆使用禁止に關し左の訓令を發したり。

學生々徒等の使用する「コピールビオレット」「リ

ラビオレット」「ヨハンコピール」「ハツエ、クルツ

コピール」等の記號ある紫色鉛筆は其製造の原料に有害の色素を包含するが故に、其の破片又は溶液の眼中に入るとときは激烈なる毒作用を呈し、遂に

に不治の眼疾に陥ることあり、仍て幼稚園及び小学校等の児童には之が使用を禁止し、其他の學校の學生々徒にありては必要缺く可からざる場合に限り之を使用せしむることを得ると雖も、其使用上に周密の注意をなさしむべし。

入會報

伊東根阪申込事務所右

北海道函館區沙見町廿一番地へ  
鳥取縣鳥取市東町官舎へ

武藤 むめ  
桑原いはほ

金タ古三澤川武岩星鳥須岡竹佐水三江高中鈴谷中上寺渡伊  
子<sub>ツ</sub>市田島田田野居藤田澤藤口島藤橋島木松總島邊東  
きシ利ね一まよひしつ千さうみつみし行た久とうか  
たグ靜徳の郎つねさげね代とめつるほげ徳け萬秀亭みめめ